第二十八条　（略）

2　ガラス水面計のガラスは、日本産業規格Ｂ八二一一（ボイラー水面計ガラス）に適合するものでなければならない。

3　（略）

第三十条の二　温水ボイラーで圧力が〇・一メガパスカルを超えるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、温水温度がそれぞれ当該各号に掲げる温度に保たれるよう二個以上の温水温度自動制御装置を備えたものでなければならない。

一　最高圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の温水ボイラー　百二十度以下

二　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、特定規格適合小型ボイラー及びボイラー構造規格第二編の規定に適合する鋳鉄製の小型ボイラーには適用しない。

（材料）

第三十三条　小型圧力容器の主要材料は、次に掲げる日本産業規格に適合したもの（当該日本産業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

一　第一条各号に掲げる日本産業規格

二　日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

三　日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

四　日本産業規格Ｈ三一〇〇（銅及び銅合金の板及び条）（タフピッチ銅板、りん脱酸銅板及びネーバル黄銅板に限る。）

（削る）

（削る）

五　日本産業規格Ｈ三三〇〇（銅及び銅合金の継目無管）（りん脱酸銅継目無管及び復水器用黄銅継目無管に限る。）

（削る）

六　日本産業規格Ｈ四〇〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）

七　日本産業規格Ｈ四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）

八　日本産業規格Ｈ四一四〇（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）

九　日本産業規格Ｈ五一二〇（銅及び銅合金鋳物）（青銅鋳物に限る。）

十　（略）

（材料の許容引張応力）

第三十四条　（略）

2　計算に使用するステンレス鋼板の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるステンレス鋼板の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。次の表の下欄の温度の中間温度の場合における許容引張応力の値は、比例法により算定した値とする。

（表略）

3　計算に使用する銅及び銅合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。

第二十八条　（略）

2　ガラス水面計のガラス管は、日本工業規格Ｂ八二一一（ボイラ用水面計ガラス）に適合するものでなければならない。

3　（略）

第三十条の二　温水ボイラーで圧力が〇・一メガパスカルを超えるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、温水温度がそれぞれ当該各号に掲げる温度に保たれるよう二個以上の温水温度自動制御装置を備えたものでなければならない。

一　最高圧力を圧力で表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の温水ボイラー　百二十度以下

二　（略）

2　（略）

（新設）

（材料）

第三十三条　小型圧力容器の主要材料は、次に掲げる日本産業規格又は日本工業規格に適合したもの（当該日本産業規格又は日本工業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

一　第一条各号に掲げる日本産業規格又は日本工業規格

二　日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板）

三　日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板）

四　日本工業規格Ｈ三一〇三（タフピッチ銅板）

五　日本工業規格Ｈ三一〇四（りん脱酸銅板）

六　日本工業規格Ｈ三二〇三（ネーバル黄銅板）

七　日本工業規格Ｈ三六〇三（りん脱酸銅継目無管）

八　日本工業規格Ｈ三六三二（復水器用黄銅継目無管）

九　日本工業規格Ｈ四〇〇〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金の板および条）

十　日本工業規格Ｈ四〇八〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金継目無管）

十一　日本工業規格Ｈ四一四〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金鍛造品）

十二　日本工業規格Ｈ五一一一（青銅鋳物）

十三　（略）

（材料の許容引張応力）

第三十四条　（略）

2　計算に使用するステンレス鋼板の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板）及び日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるステンレス鋼板の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。次の表の下欄の温度の中間温度の場合における許容引張応力の値は、比例法により算定した値とする。

（表略）

3　計算に使用する銅及び銅合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。